

今回のテーマは・・・『長期優良住宅』です。

ニュースなどで報道されておりますが、国は長寿命住宅と太陽光などの省エネルギーを入れています。今回はその関連の話題を掲載します。

■『長期優良住宅』認定基準など公布

国交省は、長期優良住宅普及促進法に基づく、「長期優良住宅」の認定基準などを決め、2月24日付けで公布しました。基準のうち、いくつかを紹介します。

劣化対策・・・木造は床下空間の有効高さを原則330mm以上とする。

区分された床下空間ごとに点検口を設ける。(例外規定あり)

耐震性・・・耐震等級2以上相当、または免震建築物。

可変性・・・躯体天井高が2650mm以上としています。

維持保全・・・地震時台風時に臨時点検を実施する。

住宅の劣化状況に応じて維持保全の方法見直しを行う。

この告示は平成21年6月4日から施工予定です。

■『200年住宅と言わないで』

国はいま、「200年住宅」というキーワードの“回収”に頭を悩ませています。福田康夫前首相が総裁選挙の演説で触れたことなどで脚光を浴び、その後、キーワードとしてのわかりやすさも手伝って世間に浸透していきましたが、国土交通省などでは既に“禁句”にしているようです。理由は一言で言えば、「あまりに具体的過ぎるから」。裏返して言えば、「法律の文言として盛り込めない」から。もっと“具体的”に言えば、消費者に「200年の寿命があると思っていた」と突っ込まれたときに説明できないことが理由とのこと。

確かに、2008年11月28日に参議院で可決したのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律案」です。「200年住宅」とはどこにも書かれていません。

国は「200年住宅」という言葉を封印し、「長期優良住宅」という言葉にシフトしていきたい様です。

■『太陽光発電、家庭からの購入価格2倍に』

二階俊博経済産業相は太陽光発電の普及を促すための新制度を導入すると発表しました。家庭や企業が太陽光で発電した電力を、電力会社が約10年の間、当初は従来の2倍程度の1キロワット時あたり50円弱で買い取る仕組み。今後、関係業界などと調整を進め、今国会に提出する方針で、2010年にも実施する予定です。既に発電装置を設置している利用者と制度開始から3—5年に設置する利用者が対象。買い取り価格は太陽光発電の普及に合わせて、年度ごとに下がる予定です。

買う電力が2倍になると太陽光もかなり普及促進につながるかと思います。